

第10節 社会保険診療の所得計算の特例

1 趣旨

社会保険診療の所得計算の特例は、小規模医療機関の経営の安定化を図る目的で設けられている制度です。

2 適用要件

医療法人が、各事業年度において社会保険診療につき支払を受けるべき金額（措通 67 - 1）が 5,000 万円以下である場合に適用されます（措法 67 ①）。

3 概算経費率

医療法人の各事業年度の所得の金額の計算上、その社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、その支払を受けるべき金額を次の表の左欄の金額に区分してそれぞれの金額に同表の右欄の率を乗じて計算した金額の合計額とされます（措法 67 ①）。

社会保険診療報酬の額	概算経費率
2,500 万円以下の金額 (1,250 万円以下の金額)	72%
2,500 万円を超え 3,000 万円以下の金額 (1,250 万円を超え 1,500 万円以下の金額)	70%
3,000 万円を超え 4,000 万円以下の金額 (1,500 万円を超え 2,000 万円以下の金額)	62%
4,000 万円を超え 5,000 万円以下の金額 (2,000 万円を超え 2,500 万円以下の金額)	57%

（注）カッコ書きは、「仮決算をした場合の中間申告」の場合の金額です（措法 67 ②）。

なお、実務では、経費実額と概算経費額とを算出し、いずれか有利な金額を選択し、申告します。

4 申告要件

社会保険診療の所得計算の特例は、確定申告書等にその経費の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用されません（措法 67 ③）。